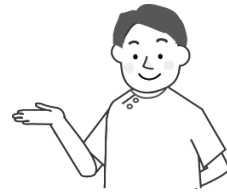


# 保険部だより



皆様、日ごろより当組合の運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。  
今回は、大変残念な事案を報告しなくてはなりません。  
当組合員(事件発覚後、平成25年10月に退会)による架空請求が発覚しました。  
このことを理事会では大変遺憾な事案と捉え、真相の究明や今後の対応を協議しました。

今回の『保険部だより』では、主に3つのことをお伝えします。

保険取扱いについて…

1. これまで行ってきた取組み
2. これからすぐに行う取組み
3. 検討を重ね来年4月に導入する取組み

「今まで以上に作業が増えるのか?」と思われる方もいらっしゃるかも知れません。  
それは違うんです。

上記の3つは、国(厚生労働省)の意向に沿いながら、保険者と我々組合員が信頼関係を築くためのものです。

社会保障費・医療費の急激な増加により、我々が利用している療養費制度にも、厳しい目が向けられようとしています。当然、申請書のチェックも厳しくなっており、返戻なども増えてきております。

保険者から「あの協同組合からの書類なら信用できる」と思ってもらえるような信頼関係を築き、結果的に我々の利益に繋がるような取組みを考えております。

では順にご紹介いたします。

## 1. これまで行ってきた取組み

### A)同意日からの起算

厚労省は同意書の有効期間の起算日を初療日からしていますが、  
当組合では、医師の診断日を明確にするため、「同意日」を起算日としています。  
保険者に対し、わかりにくい曖昧な部分を解消するためです。

### B)6か月毎の新規同意書

厚労省は療養費に関し「一定期間ごとに医師の診察を受けることが望ましい」と  
通達しています。

当組合ではこの方針を促す目的もあり実施しております。

また、医師とのコンタクトを取る機会でもあり、信頼関係を築く手段の一つと考えて  
おります。

## 2. すぐに行う取組み

### A) 定期的な指導研修

倫理観の再確認も含め、定期的な研修会を実施していきます。

現在、検討している研修内容

- ・整形外科的評価

最近は専門用語でリハビリ指示書が送られてくることも

患者報告書を作成するときに、医師に信頼される手段の一つとしても

- ・失敗事例の検討会

- ・医師への報告書の書き方。医師に会う時の心構え。

- ・治療賠償保険の説明会

- ・スタッフの教育方法

※内容については、皆様からの意見を募集しております！事務局までご連絡ください※

### B) マニュアルの作成

現在、保険部矢島部長を中心に作成中です。



## 3. 検討を重ね来年4月に導入する取組み

### A) 月の施術が16日以上の際の意見書添付

真に必要なある施術を行い、なるべく少ない施術回数で効果を出す努力をしている組合であるという意思表示の一つ。

日数がどうしても増えてしまう患者様はいらっしゃると思います。多少、不便をおかけしますが、組合員の皆様には療養費の取扱いの適正化の為、よろしく願いいたします。

他団体と差別化し、保険者からの信頼を得る目的です。

意見書	
患者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
	備 考
その他	特定疾患などの難病による寝たきり状態の為、関節拘縮を改善するために行っております。
	特定疾患などの難病による寝たきり状態の為、褥瘡などの血流障害を改善するために行っております。
	特定疾患などの難病による歩行困難の為、関節拘縮を改善するために行っております。
	脳血管障害やその後遺症などによる寝たきり状態の為、関節拘縮を改善するために行っております。
	脳血管障害やその後遺症などによる歩行困難の為、関節拘縮を改善するために行っております。
	脳脊髄にともなう痙攣性痙縮がみられ、残存機能の改善・維持のために行っております。
	パーキンソン病等進行の恐れのある疾患にてより維持に努める必要がある為
	長期臥床による廃用症候群がみられるため、医療マッサージによる残存機能の維持・改善を必要と考えるため
	同意医師からの指示により、週三回以上の医療マッサージを勧められたため
	著しい筋麻痺および関節拘縮があるため、同意医師からの必要性を認められたため
	体調の変化が著しいので、状態が安定するまでは月16回以上の施術が望ましいと思われま。
	症状を改善させる為には、定期的に施術回数を増やした方が効果的と思われま。
	症状や体質により鍼灸マッサージ1回の刺激量を認める必要があるため、施術回数を増やして対応しております。
施術間隔が空く事により状態が低下するので、短いスパンで施術を行っております。	
症状を改善させる為には数種類の施術が必要だが、1回の施術で全てを行えないので回数を増やしている。	
上記の理由により施術日数が月に16日を超えております。	
平成 年 月 日	
施術者登録番号	
住所	
氏名	

千葉県鍼灸マッサージ協同組合

↑ 上図の形式のような意見書を予定しております。

協同組合では、下記の情報を集めています。  
ご意見として…

- ・皆様が「受けたい！」と思っている研修会内容。
- ・療養費意見書の文案

情報として…

- ・仕事上の悩みごと(施術同意書の発行拒否、売上げが伸び悩んでいる、など)



**千葉県鍼灸マッサージ協同組合・事務局**  
メール [todoroki7538@smile.ocn.ne.jp](mailto:todoroki7538@smile.ocn.ne.jp)  
FAX 043-290-7539

我々の目指すべき方向にぴったりの言葉があります…

**三方よし…近江商人の言葉です**

売り手よし 自分達の都合で施術するのではなく

買い手よし 患者様に感謝していただいて

世間よし 施術を通じ地域の発展や福祉、公衆衛生の向上に貢献していく



患者様の為を思って、技術を磨き、心を込めて治療して、なるべく回数を少なくしても効果が上がるようにして、長期的に運用できる療養費制度を目指しましょう！

協同組合より

**廃鍼事業のご案内**

ご存知ですか？



鍼治療をおこなう施術者の皆様には、医療産業廃棄物の処理を適切に行っていただくために当組合にて下記の内容にて処分を行うようになりましたので、お知らせいたします。

1年に最低でも1回以上の回収をしていただき、行政への報告もするようにいたします。

【廃鍼事業の流れ】

- ① 申込み用紙を組合事務局へFAXし、費用を払込
- ② 組合事務局にて申込みを受け付け 廃棄物業者に連絡
- ③ 廃棄物業者が治療院へ契約書、容器を持って行く
- ④ 一年以内は回収依頼を組合事務局に連絡、約一年で回収
- ⑤ 廃棄物業者より、廃棄証明書の発行送付

7L	20L
	
2,100円	2,520円

## 患者さん家族・地域介護支援職との関係のつくり方

《研修会でこのような報告がありました。》

### 【初回、説明時】

- ・ 患者さまと1対1で行わない。(特に施術内容や料金についての説明時)  
ご家族(金銭を管理されている方がいると望ましい)などに同席してもらう。
- ・ その場で返事をもらわない。  
ご本人、ご家族、ケアマネなどで相談してもらい、後日返事をもらう。  
患者さまに関わる方々に納得してもらってから、施術開始する。  
⇒トラブルを防ぎ、本人、家族も安心して施術を開始できます。



### 【普段の関係づくり】

- ・ 1か月後を目途に、報告書を書面で作成。  
1か月間の治療効果、今後の治療計画などを報告する。
- ・ 普段から患者さまの状態で気になることがあれば、口頭で報告。
- ・ 挨拶  
患者さまに関わっている方には、必ず挨拶する。(名刺はケースバイケースで渡す)  
例)ヤクルトレディ、新聞配達員など  
→地域で信頼される施術者になる為には挨拶が基本です。

⇒上記のような取組みを続けていたら、別の伝手で新規患者さまを同時に紹介された。



《研修会の出席者から、このような報告もありました》

### 【ケアマネジャーの資格を取得し、介護支援職との会話につなげた】

- ・ 名刺に「介護支援専門員」と記載したことで、相談される事が多くなった。  
他には、福祉住環境コーディネーターや福祉用具専門相談員などの資格もあり、取得すれば「介護の知識がある」と信頼していただけるでしょう。

### 【店舗前にのぼりを立てた】

- ・ 店舗前に「寝たきり予防」というのぼりを立てたり、チラシを置いたりすることで  
お店に入って相談しやすい雰囲気をつくった。



協同組合は、組合員の皆様のお役に立ちたいと考えております。仕事をするうえで、疑問やお悩みがございましたらいつでも事務局までご連絡ください。